

人口推計の基幹統計としての指定に当たっての論点

1 第Ⅱ期基本計画における指摘事項への対応について

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）では、「現在推計人口の基幹統計化について、集計の充実に向けて都道府県間移動等に係る外国人人口に関する新たな推計方法の検討を推進し、結論を得る」とされているところ、どのような対応を行ったのか。

2 基幹統計としての指定の範囲（集計事項）について

- (1) 現行のそれぞれの集計表は、どのような考え方（必要性）により設定しているのか。
- (2) 平成 28 年 10 月 1 日現在人口から新たに集計項目を追加する理由及び背景事情は何か（前記 1 とも関連）。
- (3) 人口推計の利活用について、個別具体的には、どのように利活用されているのか。さらに、新たな推計方法によって得られる情報との関係で、その前後での利活用面で、更に充実化が図られるといった点はないか。

3 統計の公表予定について

- (1) 各月 1 日現在人口（概算値は当月分、確定値は 5 か月前分を公表）について、確定値の公表までに 5 か月を要する理由は何か。
- (2) 各年 10 月 1 日現在人口（翌年 4 月に公表）について、公表までに 6 か月を要する理由は何か。

4 基幹統計として指定する統計の名称について

従来、統計の名称を「人口推計」としてきた経緯はどのようなものか。また、第Ⅱ期基本計画に記載されている「現在推計人口」との関係でどのように考えるか。